

令和 7 年第 4 回定例会議案説明資料

1 議案第 153 号 令和 7 年度千葉市病院事業会計補正予算（第 2 号）…………… P 2

【議案第153号】

令和7年度千葉市病院事業会計補正予算（第2号）

【(仮称) 幕張海浜病院整備事業】

補正予算書 P 38

1 補正理由

新病院整備工事において、インフレスライド条項の適用や汚染土壌処理等に伴う追加経費が発生したため、事業費が変動した。これにより契約金額の変更が必要となつたため、増額補正及び継続費の年割額の変更を行う。

2 補正予算額

(1) 継続費補正

第1款 資本的支出 第1項 建設改良費 (単位：千円)

事業名	年度	補正前の年割額 (A)	補正額 (B)	補正後の年割額 (A) + (B)
(仮称) 幕張海浜病院整備事業	令和5年度	1,270,700	0	1,270,700
	令和6年度	10,018,500	0	10,018,500
	令和7年度	22,350,500	3,564,538	25,915,038
	総額	33,639,700	3,564,538	37,204,238

(2) 財源内訳

(単位：千円)

令和7年度	補正額
(仮称) 幕張海浜病院整備事業	3,564,538
財源内訳	企業債
	一般会計負担金
	補填財源等

3 補正予算の内容

(1) インフレスライド

令和5年12月に工事請負契約を締結した後、資材価格や労務単価が大きく変動しており、この状況を受け、契約約款に定められたインフレスライド条項を適用する。これにより、工事に必要な資材や人件費の増加分を適切に反映し、事業の円滑な推進と品質の確保を図るため、1,485,101千円を増額するもの。

(2) 汚染土壌処分

工事の進展に伴い、工事現場において当初の見積もりを上回る土の搬出が必要であることが確認された。これに伴い、追加の処理費用や、搬出量調整のための仮置き場設置費用などが必要となったため、1,362,268千円を増額するもの。

(3) 施工内容の変更

工事開始後、現場状況や運用方法の具体化に伴い、当初設計時には想定できなかった施工方法や仕様の変更が必要となった。これらは、安全性・維持管理性・運用性を確保するために不可欠なもので、発注者が負担する717,169千円の増額をするもの。主な変更内容は以下のとおり。

ア 設計図書と現場状況の不一致に伴う変更

病院敷地内の雨水排水を既設雨水本管に接続する工事は、試掘調査の結果、既存埋設配管の位置が図面と異なることが判明したため、当初の開削工法から非開削の推進工法へ変更する。

イ 安全性・維持管理性の確保

当初設計時に見込んでいた標準的な材料・仕様による施工方法から、安全性・維持管理性を高める措置を講じるべく変更する。

ウ 医療機器・設備仕様確定に伴う調整

医療機器・設備の仕様確定に伴い、当初は別途工事にて対応予定であった電源・配管などのインフラ整備、機器の重量や寸法に応じた構造補強などを本体工事に追加することで、施工の効率化と病院整備事業全体のコスト最適化を図る。

4 整備スケジュール（予定）

令和5年12月下旬	工事契約の締結及び建設工事の着手
令和7年12月	令和7年第4回定例会（令和7年度補正予算）
令和8年 2月中旬	変更契約の締結（増額及び工期延伸）
令和8年 4月末	建物引渡し（病院本体棟など開院準備に必要な範囲）
令和8年 7月末	竣工（全面引き渡し）*

* 契約変更により工期は令和8年7月末まで延伸されますが、令和8年4月末までに開院に必要な範囲の引渡しを受けるため、開院時期（令和8年秋）に変更はない。

別紙資料 1 汚染土の搬出量調整による仮置きについて

当初計画

掘削場所からダンプに積込直接搬出する流れを想定

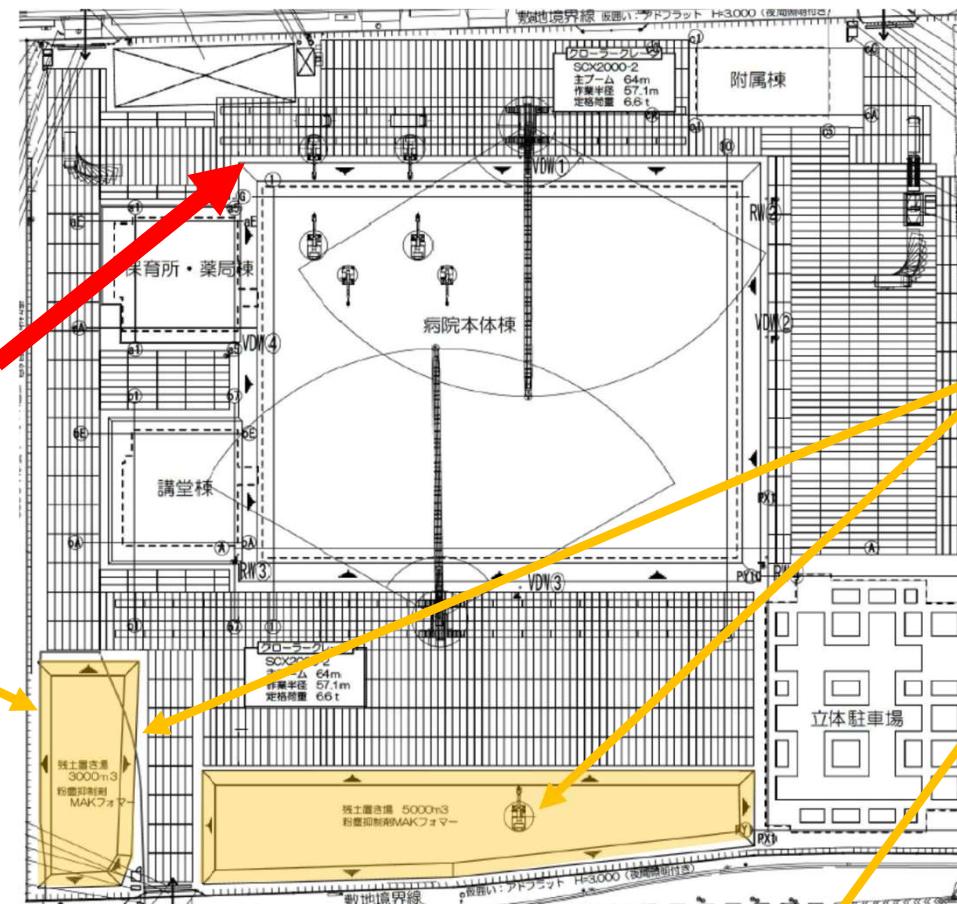
掘削、場外搬出用
ダンプに積込、搬出

一部の土については埋
戻し用に仮置きを計画

実績

搬出先の受入量が1日
1,000 m³から600 m³に
制限され、仮置き場設
置等費用が発生

①掘削、現場内運搬用
ダンプに積込、運搬



残土仮置き場所：
工事進捗に影響の少ない場所で計画

実績の残土仮置き場所：
搬出量制限が発生したが、工事進捗を確保するため、仮置き場を大幅に拡張

その結果、①現場内運搬③搬出時の積込手間が増加。
加えて土の水分が多く、②改良手間が生じ追加費用が発生。



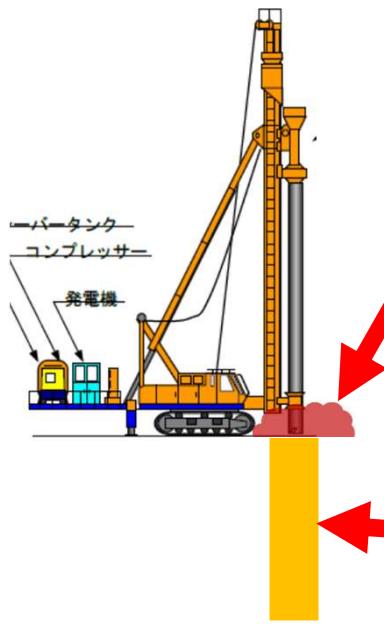
②石灰による改良



③場外搬出用ダンプに積込、搬出

別紙資料2 当初の見積もりを上回る量の汚染土壌の発生について

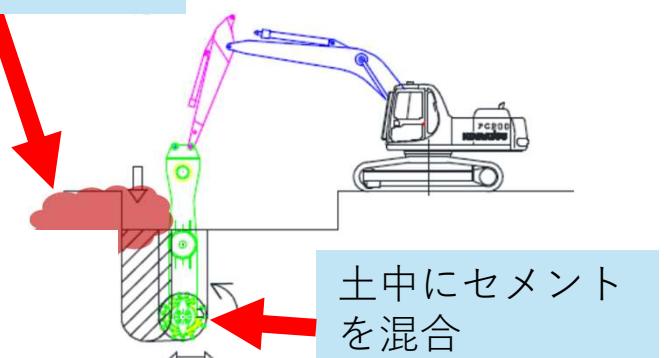
要因① 砂杭、固化改良の施工により発生した土による増



学会論文などの技術資料を基に土量を算出していたが、本現場では土が通常より水分を多く含んでおり、その影響で結果的に当初の算出量を上回る土量が発生した。

砂杭工法の概念図

セメント量を加味して算出したが、現場の高水分により発生量は当初の見積もりを超えた。



固化改良工法の概念図

要因② 石灰添加による増

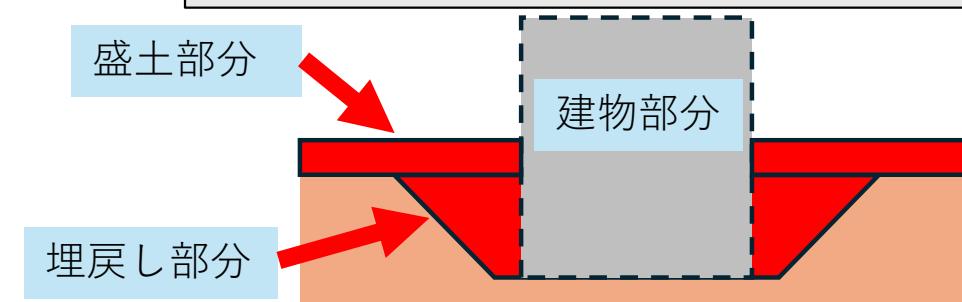


実際の掘削状況写真

事前に水分を抜く対策を講じたうえで掘削を開始したが、水が抜けにくい地層が存在し、水分が残ったため石灰で固化しなければ運搬できなかった。

広大な敷地の地層分布は点的な調査では完全に把握できなかった。この対応により、添加した石灰分の搬出量が増加した。

要因③ 埋め戻しに使う土の重さが軽くなり、搬出する量が増



【当初】埋め戻すときに「比重1.8（重い土）」で計算

【実績】水分や空気を含み「比重1.51（軽い土）」
埋め戻す部分の体積が同じであっても埋め戻しに必要な土量が減り、余った土約7,300m³を搬出

別紙資料3 施工内容の変更について

分類	金額(百万円)	件数
ア 設計図書と現場状況の不一致に伴う変更	190	1
イ 安全性・維持管理性の確保	405	136
ウ 医療機器・設備仕様確定に伴う調整	123	64
計	718	201

ア 設計図書と現場状況の不一致に伴う変更

「別紙資料4 雨水配管接続の工法変更について」参照

イ 安全性・維持管理制の確保に関する代表例

項目	金額(千円)	内容
運用・維持管理向上に伴う金属建具の形状・仕様等の変更	50,000	手術室等の一部の建具の仕様をスチール製からステンレス製に変更する。 当初設計では、一般的なスチール製を選定していたが、医療機器の仕様・配置が確定していく中で、一部の建具により高い衛生性が求められることが判明した。 スチール製と比べて耐食性・清掃性が高いステンレス製（ステンレスは硬度が高く細かな傷が入りにくいため清掃性が高い）へ変更することで手術室における衛生性の向上と、清掃に伴う維持管理の負担軽減に繋がることから、変更を行うこととした。 併せて衛生面への十分な配慮が必要とされるICU（集中治療室）等の室には建具上部に埃溜まりが生じない様、壁と段差が生じていた一部の建具を天井までサイズ変更することとした。
安全性や維持管理向上のため、屋上点検歩廊の範囲追加・手すりの強度変更	49,950	屋上の点検歩廊の範囲を追加するとともに、手すりの強度を向上させる。 当初設計では、必要最低限の歩廊と標準的な手すり仕様で屋上に広範な歩廊や高強度の手すりを設ける必要はないと考えていたが、維持管理業務の仕様検討にあたり、維持管理業者との具体的な確認を進める中で、点検作業の安全性と効率性を確保するためには、歩廊の範囲拡張と手すりの強度向上が不可欠であることが判明した。 この変更は、維持管理の安全性と作業性を高めるための合理的な対応で、将来的なメンテナンス負担の軽減にもつながることから、追加等を行うこととした。

ウ 医療機器・設備仕様確定に伴う調整に関する代表例

項目	金額(千円)	内容
2階3階排気系統のガラリから軒天へのルート変更	20,000	2階と3階の排気口の位置を、壁から天井の軒下に変更する。 当初は壁に一般的な排気口を設置する計画であったが、建設地は花見川に面した開けた土地であり、想定以上に強風が日常的に吹き込むことが確認された。そのため、横風の影響を受けにくい天井の軒下に排気口を設けることとした。 この変更により、病室などへの強風の吹き込みを防ぎ、入院患者の療養環境を確保できる。また、雨水の侵入による内装の損傷や修繕費の発生、病室の使用不可を回避できるため、変更することとした。
別途工事調整に伴う医療機器関連設置に必要な天井内架台の追加	17,000	医療機器の設置に必要な天井内架台を追加する。 当初設計では、これらの機器は竣工後に別途工事で設置する予定としており、工事本体には含めていなかった。 しかし、具体的な医療機器の仕様が確定する中で、天井内の構造との調整が必要となることが判明した。また、別途工事の場合、天井材の撤去・復旧も発生することから、あらかじめ本工事に含めて対応する方が、施工精度が高く、かつコスト面でも有利であるため、変更することとした。

別紙資料4 雨水配管接続の工法変更について

当初計画

変更

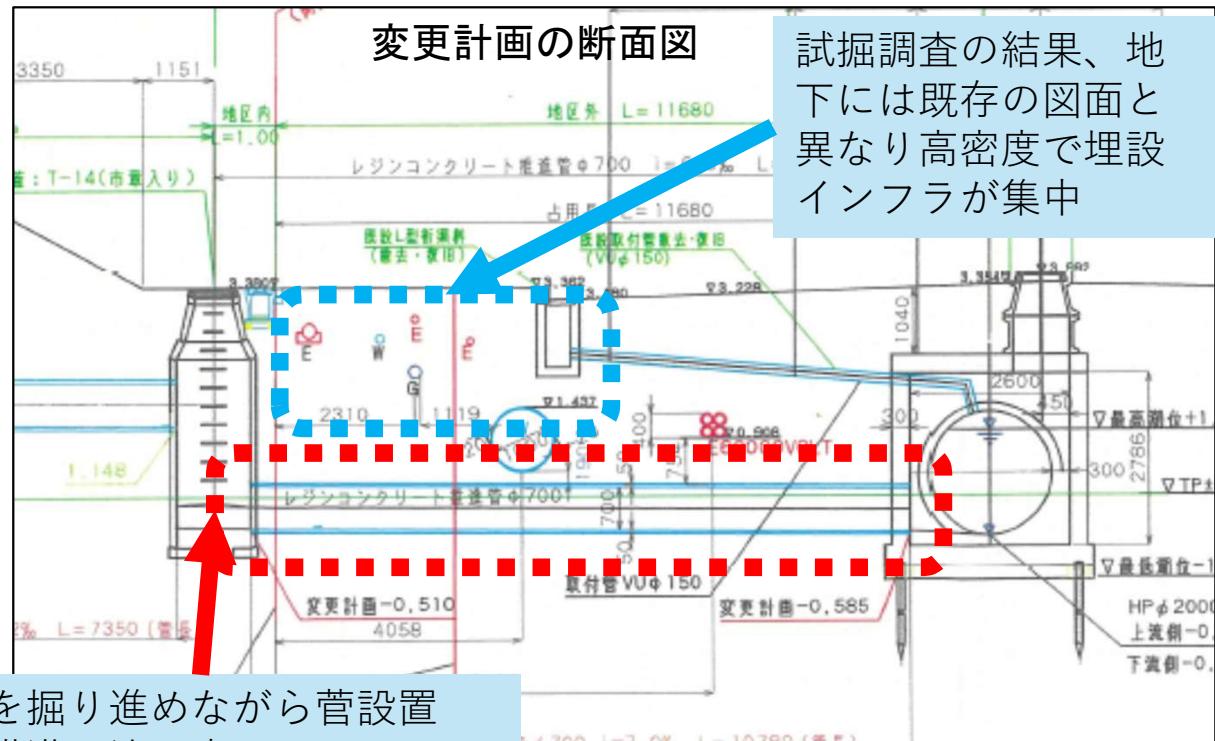
建込簡易土留工法の事例



【建込簡易土留工法】

掘削時に土砂の崩壊を防ぐ簡易的な土留めを用いる工法で、経済的かつ合理的な方法
約27百万円

変更計画の断面図



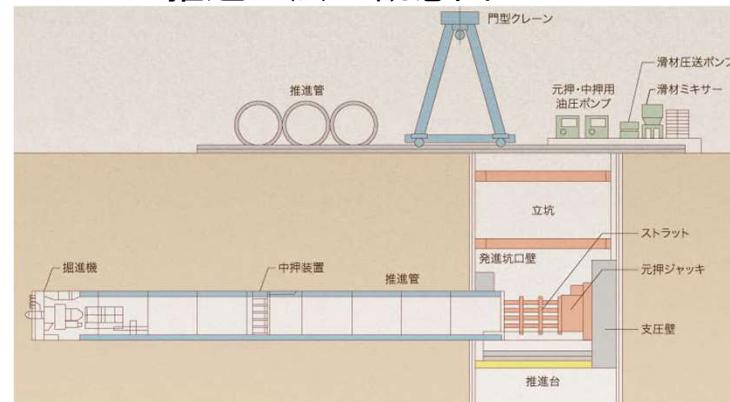
地中を掘り進めながら菅設置
する推進工法へ変更

【推進工法】

掘削機を用いて地中を掘り進めながら管を押し込むことで、地表を掘り返すことなく地下に管や構造物を設置できる工法。

約216百万円 (189百万円増)

推進工法の概念図



別紙資料5 工事請負約款抜粋

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬、又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で、工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更に係る受注者の提案)

第19条の2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。なお、各項における変動後残工事代金額等の算定に係る物価指数については、「一般財團法人建設物価調査会 建設物価建築費指数」の「病院RC」を適用する。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく、基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかるわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。